

### 大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）の新規制基準への適合性確認に係る技術資料等提示予定

☆：技術資料提示（会合：希望）

○：まとめ資料提示（会合：希望）

★：技術資料提示（会合：実績）

●：まとめ資料提示（会合：実績）

大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）の新規制基準への適合性確認に係る技術資料等提示予定（2022. 8. XX時点）

条 文	ステイタス※	補正①（希望時期）▽ (地盤・地震関連の審査結果を反映)				補正②（希望時期）▽ (プラント関連の審査結果を反映)				許可（希望時期）▽			
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		第32条 炉心等	第1～3項 第4項		●								
第43条 試験用燃料体	④		●										
第19条 反応度制御系統	④		●										
第59条 原子炉停止系統	③		●										
第29条 実験設備等	④		●										
第13条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	④		●										
第12条 安全施設	④		●										
第53条 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	炉心損傷に至る可能性のある事故	③		●									
	格納容器破損に至る可能性のある事故	③		●									
	事故シナシグ'ル-7'及び重要事故シナシグ	③		●									
	解析コード	③		●									
	炉心損傷防止措置	ULOF	③		●								
		UTOP	③		●								
		ULOHS	③		●								
		LORL	③		●								
		PLOHS	③		●								
		SBO	③		●								
		LF	③		●								
	格納容器破損防止措置	ULOF	③		●								
		UTOP	③		●								
		ULOHS	③		●								
		LORL	③		●								
PLOHS		③		●									
SBO		③		●									
LF		③		●									
使用済燃料損傷防止措置	冷却機能喪失事故	③		●									
	冷却水喪失事故	③		●									
技術的能力	対策用資機材	③		●									
	対策手順及び要員	③		●									
	大規模損壊（大規模ナトリウム火災他）	③		★●									
第55条 一次冷却系統設備	④		●										
第56条 残留熱を除去することができる設備	④		●										
第57条 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備	④		●										
第58条 計測制御系統施設	④		●										
第18条 安全保護回路	④		●										
第50条 原子炉制御室等	④		●										
第23条 保管廃棄施設	④		●										
第44条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	④		●										
第60条 原子炉格納施設	④		●										
第7条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	④		●										
第10条 誤操作の防止	④		●										
第28条 保安電源設備	③		●										
第42条 外部電源を喪失した場合の対策設備等	③		●										
第11条 安全避難通路等	④		●										
第30条 通信連絡設備等	④		●										
第22条 放射性廃棄物の廃棄施設	④		●										
第24条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	④		●										
第25条 放射線からの放射線業務従事者の防護	④		●										
第51条 監視設備	④		●										
第3条 試験研究用等原子炉施設の地盤	敷地の地質・地質構造	④											
	敷地周辺の地質・地質構造	②		★									
	地下構造	④											
	震源を特定して策定する地震動	④											
	震源を特定せず策定する地震動	④											
第4条 地震による損傷の防止	地盤・斜面の安定性	②		★		★							
	耐震設計方針	①		★		●	※						
第5条 津波による損傷の防止	地震による津波	②				★							
	地震以外による津波	②				★							
	基準津波	②				★							
	耐津波設計方針	①		★		●							
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止	竜巻	①		★		●	※						
	火山（事象評価）	②				★							
	火山（耐降下火砕物設計方針）	①		★		●	※						
	外部火災	④				●							
第8条 火災による損傷の防止	自然現象（上記除く）及び人為事象	④				●							
	火災防護対象機器	②				●	※						
	一般火災	②		★		●	※						
第9条 溢水による損傷の防止	ナトリウム漏えい・燃焼	②				●	※						
	溢水による損傷の防止	①		★		●	※						
その他	使用済燃料の処分方法	①		★									
	技術的能力に関する説明書	-		★		●							

補正①  
地盤・地震関連の審査結果を反映し、補正する。  
・震源を特定せず策定する地震動に関する審査結果を反映する。  
・地盤補強工法や地盤物性値の変更等に関する審査結果を反映する。

補正②  
プラント関連の審査結果を反映し、令和4年7月11日の審査会合におけるまとめ資料作成に係る指摘への対応を行った上で申請書を補正する。  
※ 9月下旬を目途に、当該内容に係る審査会合を希望する。  
当該審査結果に基づき、補正②を実施する。

※ 設計成立性を確認するためのエビデンスとして、今後、例えば、以下の情報を追加又は充実する。その他の条文についても、令和4年7月11日の審査会合におけるまとめ資料作成に係る指摘へ対応する。

例 4条（地震）：  
Ss-6による耐震評価結果の代表例  
6条（外部事象）：  
措置手順の基本的な枠組み  
8条（火災）：  
火災区画影響評価の代表例  
9条（溢水）：  
溢水区画影響評価の代表例

※令和4年6月1日 第14回原子力規制委員会資料におけるステイタスを転記  
注1： 審査進捗及び準備状況を踏まえ、スケジュールを変更する場合には別途相談の上、提示時期を調整させていただきたい（可能な限り前倒しでの提示に努力）。  
注2： 令和4年6月1日の規制委員会資料でステイタスが④とされている項目を「網掛け」とした。